

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から 56 年 9 月 1 日まで
昭和 49 年 6 月 15 日から 62 年 4 月 10 日まで A 社より特命休職・海外
出向を命じられ、B 社 (C 国) へ赴任した。その期間のうち昭和 51 年
8 月 1 日から 56 年 9 月 1 日までの標準報酬月額に納得できない。
この期間は日本にいた時と同じように毎年昇給していたのに、何年も
標準報酬月額が同じということはありませんので、一度調査の上記録を
訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については A 社から提出があった人事関係資料から、申立期間中、毎年昇給があったことは確認できる。

そこで、申立内容について A 社に確認したところ、i) 現在は国外出向者について、国内本人給に基づき標準報酬月額を決定、ii) 申立期間当時の国外出向者に対する標準報酬月額の決定方法については、当時の記録・資料が現存していないため不明、との回答であったが、申立期間当時の A 社の社会保険の担当者は、「C 国への出向者は C 国と日本国内の 2 か国の社会保険料を負担しており、個人負担を少しでも軽減できるよう、厚生年金保険について標準報酬月額を出向時点の額で据え置いていたように記憶している。」と供述している。

また、事実、国外出向経験者の 1 人から、「出向期間中の標準報酬月額は据置きであった。」旨回答が得られたほか、昭和 40 年代から 50 年代に国外出向 (C 国) が確認できた 8 人のうち 7 人の標準報酬月額は、国外出向期間中は長期間同額で推移していることが確認できる。これらのことか

ら、申立期間当時、A社では、国外出向者の標準報酬月額について、出向時点の標準報酬月額に据え置いて届出が行われていたことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は19万円と記録されており、オンライン記録とも一致している上、当該被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

なお、A社によれば、国外出向者に対しては、給与は出向先の法人が支払っていたとしている。しかし、本来、厚生年金保険法では、給与支払いが無い場合は、使用関係が認められないとして、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失することとされており、厚生年金保険の被保険者の資格が継続していることに疑義がある。

このほか、申立人は申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料を所持しておらず、その他の関連資料も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月から同年11月1日まで
② 昭和26年12月1日から28年3月まで

昭和26年7月から28年3月まで、A社で、B丸及びC丸に乗船し、荷物運搬の業務に従事していた。

しかし、国（厚生労働省）の記録によると、昭和26年11月1日から同年12月1日まではD船員保険協会において船員保険の被保険者となっているものの、両申立期間は未加入となっているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社のB丸及びC丸に、父、兄及び同僚一人と一緒に乗船していたと主張しているものの、いずれも死亡又は連絡先不明であるため、申立人の申立期間における乗船勤務実態を確認することができない。

また、A社については、商業登記簿は見当たらず、船員保険の適用事業所としても確認できない上、B丸及びC丸の船舶登記簿も見当たらない。

一方、申立人がB丸及びC丸の船舶所有者として挙げたE氏は、船員保険の適用事業所（船舶所有者）であったことが確認できるものの、E氏に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人、申立人の父及び兄のいずれも被保険者記録は確認できない。

また、申立人の兄は、申立期間①の一部期間（昭和26年2月13日から同年9月20日まで）及び申立期間②の一部期間（昭和27年1月8日から同年6月8日まで）において、船舶所有者F氏に係る船員保険被保険者となっているが、同船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立人の船員保険の加入記録は、昭和 26 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までD船員保険協会に加入している記録のみしか確認できないことから、同協会の元事務員 3 人に照会したところ、いずれも、「申立期間当時、船員を船員保険に加入させるか否かについては、協会に加入する船舶所有者の判断に任せられており、本申立てのように乗船期間に船員保険に未加入となっている例はあったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 19 日から 34 年 4 月 19 日まで
昭和 33 年 9 月 19 日から 34 年 4 月 18 日まで、A社で巻き網漁の探索船の通信士として漁船に乗船していたが、その期間の船員保険の加入記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した申立期間当時の金銭出納簿及び乗船履歴により、申立人が申立期間にA社の所有する漁船に通信士として乗船していたことが推認できるほか、申立人が「A社では常に一緒に乗船していた。」とする同僚（故人、通信士）は、同社において申立期間を含む昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 5 月 29 日まで船員保険の被保険者記録が確認できる。

しかし、申立人はA社の巻き網漁では、本船のほかに灯船 2 隻、探索船 1 隻があり、それぞれに 1 人ずつ計 4 人の通信士が乗船していたと供述しているところ、A社に係る船員保険被保険者名簿により申立期間に被保険者資格が確認できる通信士は、上記の同僚を含めて 2 人のみである。

また、当時のA社の通信士及び会計担当者に照会したが、通信士の船員保険の加入について、具体的な供述を得ることはできなかったほか、同社は昭和 49 年に解散し、当時の役員等は既に死亡あるいは所在不明であり、船員保険の適用及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、昭和 33 年 9 月からA社が船員保険の適用事業所でなくなった 34 年 5 月までの間に 55 人が被保険者資格を取得しているが申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において事業主により船員保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。